最終更新日:2015年6月30日

株式会社ジェイエスエス
代表取締役社長　藤木 孝夫
問合せ先:06-6449-6121
証券コード:6074
http://www.jss-group.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めることを目指し、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主やお客様など当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しております。
この実現には、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であり、そのための権限と責任の明確化や情報伝達の迅速化、情報管理体制の強化及び更なる経営の効率化など、経営組織体制の整備に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニチイ学館	500,000	24.84
江崎グリコ株式会社	185,528	9.22
奥村　征照	140,500	6.98
柿沼　佑一	72,000	3.58
関　健二	62,100	3.08
DRP株式会社	62,000	3.08
JSS従業員持株会	50,700	2.52
キリンビバレッジ株式会社	50,000	2.48
藤木　孝夫	47,000	2.33
関西サービス株式会社	40,000	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山脇　幹雄	税理士											
森　信介	他の会社の出身者							○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山脇　幹雄	○	―――	長年にわたる国税庁での業務及び税理士業務を通じて培われた豊富な経験、深い見識を有し、当社の理論にとらわれない、客観的視点による社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。 また、当社と利害関係がなく、経営の健全性や透明性が保たれるように独立・客観的な立場から意見・助言ができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
森　信介		―――	経営者としての経験が豊富であり、これまで培ってこられた知識・経験等をもって当社経営に対し適切に意見する事で、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化を果たしていただけると 考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室及び監査役会においては、適宜、会計監査人とも情報や意見を交換し、相互に連携して監査の実効性の確保と効率化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
淺野　省三	弁護士													
安達　徹	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
淺野　省三	○	―――	法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。 また、当社と利害関係がなく、経営の健全性や透明性が保たれるように独立・客観的な立場から意見・助言ができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
			長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外監査役とし

安達　徹	○	―――	ての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。 　また、当社と利害関係がなく、経営の健全性や透明性が保たれるように独立・客観的な立場から意見・助言ができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対して、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対して、株主価値を意識した経営の推進を進めるとともに当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関して具体的な方針は定めておりませんが、株主総会の決議を経て報酬限度額を決定しております。当該範囲内で各役員の報酬を、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、取締役については取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポートは管理本部が実施しております。具体的には、当社の事業活動内容の適時適切な説明、社内制度の説明、取締役会等重要会議資料の事前配布ならびに説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会設置会社であり、取締役会は、法令及び定款に定める事項その他重要な当社の業務の執行を決定しております。取締役会は、取締役7名で構成しており、原則として定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催して、迅速な経営判断を行うことができる体制を構築しております。

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（非常勤監査役2名とも会社法第2条第16号に定める社外監査役）で構成しております。監査役は、取締役会をはじめ会社の重要な会議に出席し、独立した立場より意見を述べるとともに、稟議書等の重要書類の閲覧、各種報告を求めるなど取締役会及び取締役の業務執行状況の適法性を監視しております。更に、会計監査人や内部監査室と連携を図るとともに、現場実査に同行するなど適正な監査を行う体制を確保しております。

経営会議は、事業計画の推進・管理、月次の成果発表の場であるとともに、経営理念、規程、コンプライアンス、個人情報保護等の重要事項の通知・伝達、討議等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の規模や業態を勘案しますと、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制の確保を図るためには、当社の事業内容や内部情報に精通している取締役で構成される適正な規模の取締役会と、社外監査役による独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことで十分にガバナンス体制を維持できると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回の個人投資家向け説明会を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後、本決算発表後の年2回開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、業績ハイライト等の情報を当社ホームページのIRページに掲載いたします。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部企画課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しております。当社ホームページ、並びに、会社説明会等を通じて積極的に情報提供を行って参ります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築・整備とその運用が業務執行の適正性及び公正性を確保する上での重要な経営課題であると位置づけております。このような考え方により、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、平成19 年5 月23 日及び平成19 年11 月16 日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定し、継続的に経営管理体制の監視・監督を実施しております。

なお、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.取締役及び従業員の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。

b.コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針やハンドブックを作成し、コンプライアンス体制を強化します。

c.法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a.取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守すべきとされています。また、監査役が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとされております。

b.情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存及び管理を図ります。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a.取締役会・経営会議・部長会・部門長会及びその他の重要な会議にて、部門長及び各リーダーより、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。

b.情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。

c.経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるため、リスク管理委員会が、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築します。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

b.内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役に対して報告することとしております。

（5）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制を確保しております。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項監査役が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

（7）前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査役の同意を得たうえで決定致します。

（8）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

a.取締役及び使用人は監査役に当社の業務又は業績に与える重要な事項につき報告することとしております。

b.監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることが出来ます。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.監査役は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。

b.常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である藤木孝夫はじめ、当社の組織文化として、かねてより反社会勢力と絶対付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会勢力との関係は一切ありません。

また、このような組織文化であることから、取締役会、部次長会において、折に触れ、自ら注意を促しております。その結果、特に各部門の新規取引先の取引開始時には、帝国データバンク等の外部の調査機関の活用及び取引金融機関・取引先からの風評等の信用調査をしたうえで取引開始を実行するなど、反社会勢力等の排除体制を確立しており、所轄警察署や顧問弁護士とも緊密な連携を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレートガバナンス体制の概要（模式図）】

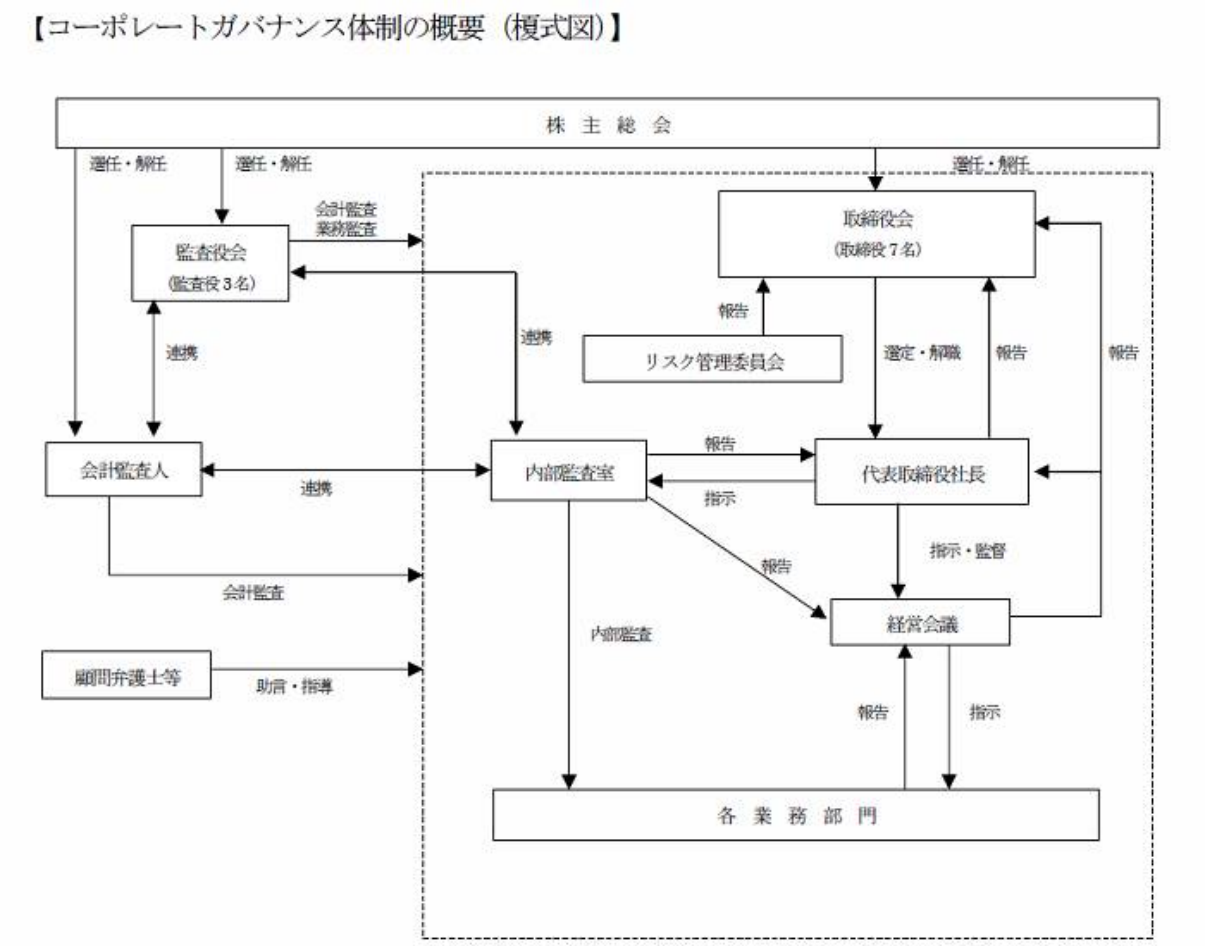

【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞

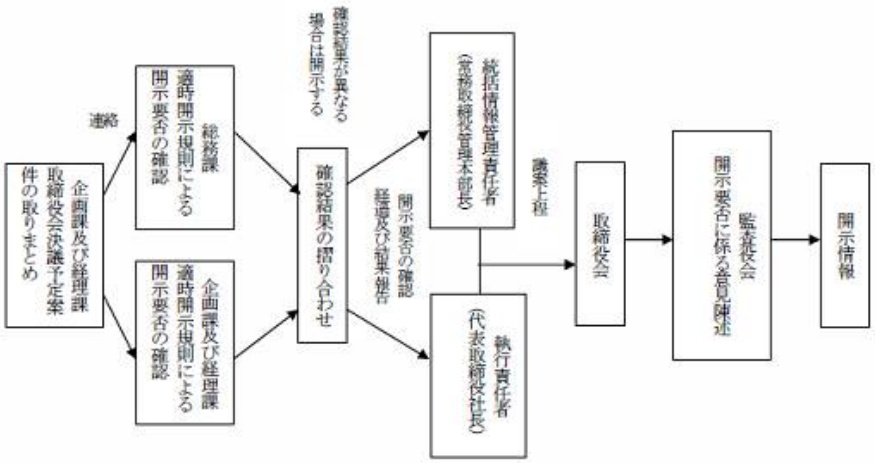

＜当社に係る発生事実に関する情報＞

